

長崎労働基準監督署からのお知らせ

死亡労働災害が発生

当署管内では下表のとおり業務中の事故で残念ながら1人の方が死亡されました。

死亡災害は、絶対にあってはならないものです。事業者様におかれましては、今一度、自社の作業内容・環境を見直していただき、労使一丸となって死亡災害の根絶に取り組んでいただきますようお願いいたします。

発生年月	業種	概要	事故の型
令和7年 1月	建設業	片側2車線の歩道側の車線の規制区画(約50m)内にて、被災者が規制区画内に停車した乗用車から降りようとしたとき、規制区画内に侵入してきた一般車両が乗用車の運転席のドアに接触し、その反動で被災者が跳ね飛ばされ、頭部を強打して死亡した。	交通事故

令和6年の労働災害発生状況(速報)

当署管内での休業4日以上死傷者数(新型コロナ関連を除く)は、令和7年1月末現在で626人となっています。これは前年同期と比較して7人(+1.1%)増加しました。

なお、業種別では、「交通運輸業」と「保健衛生業」は前年と比べて減少していますが、「製造業」、「商業」、「接客娯楽業」、「清掃・と畜業」は前年と比べて増加しました。

業種別の労働災害発生状況

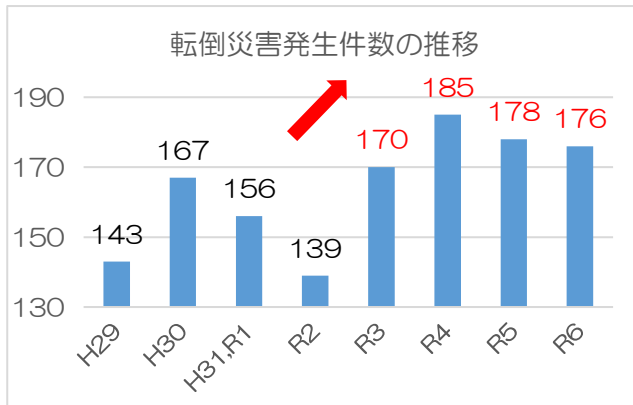
業種	令和6年 令和7年1月末時点 (件)	令和5年 令和6年1月末時点 (件)	増減数 (件)	増減率 (%)
全業種	626	619	+7	+1.1
製造業	107	95	+12	+12.6
建設業	80	80	0	0.0
運輸交通業	37	45	-8	-17.8
商業	112	100	+12	+12.0
保健衛生業	118	130	-12	-9.2
接客娯楽業	39	29	+10	+34.5
清掃と畜業	44	33	+11	+33.3
上記以外	89	107	-18	-16.8



転倒災害が増えています

当署管内では、50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加しています。

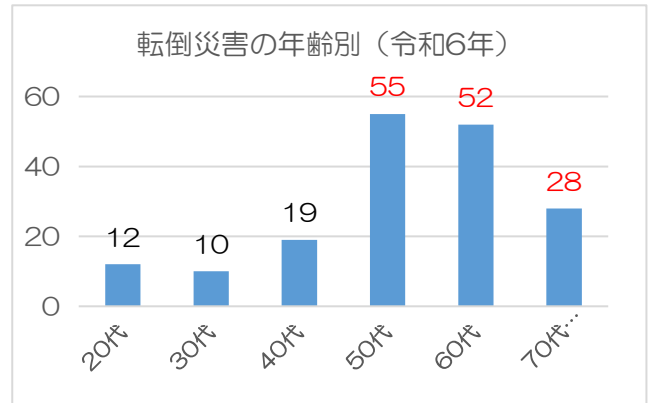
転倒災害の発生状況（休業4日以上）



転倒災害による平均休業日数（令和6年）
労働者死傷病報告による休業見込日数
約40日

転倒災害による怪我の様態（令和6年）

- 骨折（約60%）
- 靭帯損傷
- 捻挫・打撲 など



転倒災害の原因と具体的な対策

当署管内で発生した転倒災害については、以下の原因で多く発生していることから、対策を参考にいただきまして、未然に転倒防止対策に取り組んでいただきたくようお願い申し上げます。

原因 ▼ **何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒**

対策 ▶ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための**運動プログラムの導入**



◆ 職場 3分エクササイズ (YouTube)

原因 ▼ **作業場・通路に放置された物につまずいて転倒**

対策 ▶ バックヤードを含めた**整理・整頓の徹底**



◆ バックヤードの区画表示

原因 ▼ **通路の凹凸や敷地内駐車場の車止めにつまずいて転倒**

対策 ▶ 段差はできる限り解消し、**車止め等の障害物には「見える化」**



◆ 階段の滑り止めテープ

原因 ▼ **雨で濡れた通路で滑って転倒**

対策 ▶ 雨天時に**滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑対策を行う**



◆ 段差の注意喚起表示

原因 ▼ **水場（食品加工場等）での作業の際に滑って転倒**

対策 ▶ 防滑床材・防滑グレーチングの導入、**摩耗している床は再施工**

対策 ▶ **滑りにくい靴を履く**



◆ 耐滑性のある長靴

原因 ▼ **作業場や通路にこぼれていた水、油、洗剤により滑って転倒する**

対策 ▶ 気づいた人がすぐに取り除くため、**近くにタオル等を置く**

